

# 訪問理美容サービス事業のご利用について

在宅高齢者の家庭に理容師・美容師が訪問し、洗髪やカットを行うことで清潔で快適な在宅生活を送れるように支援します。



## 1. 対象者

65歳以上の在宅高齢者で下記の要件にすべて該当する方

- ① 介護保険法に基づく要介護認定が要介護3～5と認定された方
- ② 理容店や美容店にて理美容サービスを受けることが困難な方

※ サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、この事業を利用することはできません。

## 2. サービス内容

市が認めた理容師・美容師がご家庭に訪問し理容または美容サービスを行います。在宅でのサービス実施が原則となります。店舗と同等のサービス提供ではないことをご承知ください。

- ① 理容サービス・・・調髪・顔そり・洗髪（ドライシャンプー）
- ② 美容サービス・・・カット・シャンプー（ドライシャンプー）・ブロー

※ 健康上・身体的状況・設備上等の理由により、一部実施（顔そり・シャンプー等）できないこともあります。

※ 店舗と同等のサービス提供ではないことをご承知ください。

## 3. 利用料

1回あたり2,000円



## 4. 利用回数

年間1人6回までです。

ただし、年度の途中において申請された方は、その時期によって利用回数が異なります。

## 5. 利用の申請

利用を希望する方は、各区高齢・障害課へ相談及び申請をしてください。利用券の受取り後にサービスを利用できます。

## 6. 利用券について

- ・利用券は1枚(3連)につき1回利用できます。利用券は絶対に切り離さないでください。
- ・4月1日から翌年の3月31日までの該当する年度内にご利用ください。  
(有効期限を過ぎた利用券は利用できません。)
- ・本人以外は利用できません。また、店舗でのサービスには利用できません。

## 7. サービスを受ける日時の決定

各地区の理美容店（担当者）にサービスの申し込みをします。お近くの理容師・美容師を紹介しますので、その方とサービスを受ける日時等を決めていただきます。

※ 土・日曜日・年末年始・定休日の申し込みはできませんのでご注意ください。

理容サービスの定休日:月曜日と第2・3火曜日

美容サービスの定休日:火曜日（水曜日がお休みの場合もあります。）

## 8. サービスを受ける当日は

- ① タオルを2～3枚用意します。
- ② 利用者欄に捺印した利用券1枚(3連切り取らず)と、利用料2,000円を訪問した理容師・美容師に渡します。

※ 当日はご家族の方にお手伝いをお願いすることがあります。

## 9. 申請窓口・問い合わせ

区役所	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

※川崎区については窓口体制変更に伴い、令和7年1月以降、窓口が川崎区役所へ一元化されました。